

I 令和3年分における相続税の申告事績の概要

令和3年分における被相続人数（死亡者数）は1,439,856人（前年対比104.9%）でした。
 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は134,275人（同111.6%）、その課税価格の総額は18兆5,774億円（同113.3%）、申告税額の総額は2兆4,421億円（同116.8%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目 \ 年分等		(注1) 令和2年分	(注1) 令和3年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 1,372,755	人 1,439,856	% 104.9
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 32,651 120,372	人 外 35,395 134,275	% 外 108.4 111.6
③	課税割合 (②/①)	% 8.8	% 9.3	ポイント 0.6
④	相続税の納税者である相続人数	人 264,455	人 294,058	% 111.2
⑤	(注3) 課税価格	億円 外 16,657 163,937	億円 外 18,074 185,774	% 外 108.5 113.3
⑥	税額	億円 20,915	億円 24,421	% 116.8
⑦	1 被相続人 相当人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 万円 外 5,102 13,619	万円 外 5,106 13,835	% 外 100.1 101.6
⑧	税額 (⑥/②)	万円 1,737	万円 1,819	% 104.7

(注)1 令和2年分は令和3年11月1日（※）まで、令和3年分は令和4年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。